

第68回議会力向上会議記録（抄）

（5. 1 1. 2）

一、協議事項について

正副座長より、次の事項に関し意見聴取を行い、協議の結果、下記のとおりとなった。

（別紙各資料参照）

1. 大綱質疑における審議時間の見直しについて（5月・11月定例会の運用方法）

令和5年1月16日開催の会議において、改選後の議会において引き続き協議することとした、5月・11月定例会の大綱質疑における審議時間について、座長より、次のとおり説明があった。

【座長の説明】

- 令和5年11月定例会の大綱質疑については、2月・8月定例会大綱質疑の発言時間と同様に、「20分+20分×会派構成議員数（答弁時間を含む。）」とする内容で試行することとし、その結果を見たい。
- 11月定例会終了後に改めて検証を行いたい。

【協議結果】

本件については、座長の説明のとおり試行することを合意し、11月定例会の初日の議会運営委員会において、合意内容について改めて協議することとした。

2. 電子採決システムの導入について（資料1～3 参照）

令和5年2月の新議場システムの更新に合わせて実装した本会議場での電子採決システムについて、その導入に当たっての表示方法や具体的な運用案等について、事務局から説明を行った。

【協議結果】

- 本件については、各会派等に持ち帰り、次回の会議で以下の内容について協議することとなった。
- ・運用案の内容等について
電子採決の対象とする議案・案件、電子採決の対象とする採決 等
 - ・賛否の公表について（議会ホームページ）

3. 【本会議】オンライン会議について（資料4 参照）

本件について、総務省から、本会議における団体の事務全般について執行機関の見解をただす趣旨での「質問」として行われる発言については、各団体において所要の手続（条例や会議規則、要綱等の根拠規定の整備や議決又は申し合わせ等）を講じた上で、出席が困難な事情により議場にいない欠席議員がオンラインによる方法で「質問」をすることは差し支えないとの見解が示されたことから、その内容について事務局より説明の後、座長より、次のとおり説明があった。

【座長の説明】

- 現行の本市議会における議案審議の流れ（市長提出案件）については、資料4のとおり、大綱質疑の議事日程は、議案に対する質疑と一般質問を一括している。
- 総務省の見解について、全国市議会議長会の参考意見は、「議題となっている事件に対する質疑と

は、議決を要する、要しないに関わらず、議案に対する質疑については、オンラインによる質疑の対象とならないものであり、総務省が示すオンラインでの質問とは、一般質問に限定される。」ものである。

○総務省の見解は、出席は「現に議場にいること」で法解釈に変わりはなく、議場にいない欠席議員がオンラインによる方法で質問することは差し支えないものであるが、一般質問であっても欠席扱いの議員が本会議で質問を行うことの是非や記録として会議録に掲載すべきか疑問もあり、課題は多く協議が必要と考える。

○本市議会では、議案に対する質疑と一般質問を一括議題として大綱質疑を行っていることから、本会議におけるオンラインでの質問は、一般質問を大綱質疑から分離するなど議事運営を抜本的に見直す必要があり、現段階では制度上、実施できないことを認識いただきたい。

○それらを踏まえ、本会議でのオンライン会議は熟慮していただきたく、一旦議論を保留としたいと考える。

【各会派等より出された主な意見】

堺 創 志 会	○現在、委員会のオンライン出席事由に係る具体的運用等についてワーキンググループで議論しているところであり、委員会での運用実績を積み重ねた上で、本会議でも必要となった場合に議論してはどうか。
---------	--

【協議結果】

本件については、座長の説明のとおり、一旦議論を保留し、現在協議を進めている委員会でのオンライン出席に係る運用等を踏まえた上で、改めて議論することとなった。

4. 手続のオンライン化について（政務活動費）（資料5 参照）

前回の会議において、正副座長において改めて整理した政務活動費関係書類一覧（再整理版）（資料5）について、事務局より説明を行った後、各会派等の意向を聴取した。

【座長の説明】

○本件について、以下の案を提案する。

【座長案】

- ・整理した政務活動費関係書類一覧（再整理版）（資料5）のとおり、各種書類についてオンラインでも提出できるよう規定等（運用指針含む）を改正する。なお、紙文書での提出も可とする。
- ・「署名又は記名押印」が必要な書類について、原本を必要とする書類は「記名」でよいこととし、写しを提出する書類は「署名又は記名押印」の上、当該書類をPDF化し、オンラインで提出する。
- ・なお、「署名又は記名押印」の見直しの可否のうち「要検討」としたものについては、運用する中で検証し、今後協議する。

【協議結果】

本件については、座長案のとおりとすることを合意した。

なお、合意した内容で規定等（運用指針含む）を見直すこととし、次回以降の会議において、改正案を確認することとした。

また、大阪維新の会堺市議会議員団議員より、大阪府議会では、現在、政務活動費のアプリケーションを試行中で、今後、同アプリを導入予定であり、本市議会でも導入できないか協議いただきたい旨の発言があり、座長から、大阪府議会の状況について調査指示があり、事務局において調査を実施することとした。

5. 手続のオンライン化について（請願・陳情）（資料6、7 参照）

本件について、地方自治法の改正により、請願に係る手続について、書面だけではなく電磁的記録をもって行うことが可能となったことから、手続のオンライン化の検討に当たり、座長より次のとおり説明があった。

【座長の説明】

- 陳情についても、「請願及び陳情の取扱要綱」において、「陳情の形式は請願の例にならう」と規定していることから、手続のオンライン化を検討する必要がある。
- 手続のオンライン化に当たって、特に検討が必要な課題として、
 - ①会議規則において、「請願を紹介する議員の署名又は記名押印」を求めているが、オンライン化する場合にどのような手続とするか。
 - ②請願者・陳情者、請願を紹介する議員の本人確認をどのように行うかの2点がある。
- 各市議会における請願に係る手続は、各市議会会議規則で規定されており、当該会議規則については全国市議会議長会が標準会議規則として参考条文を示している。今後、標準会議規則の改正内容が示される予定であり、その内容が示された後、他市の取組状況を確認した上で、改めて協議を行いたい。

【協議結果】

本件については、座長の説明のとおり、全国市議会議長会から標準会議規則等が示された後、改めて協議を行うこととした。

6. 手続のオンライン化について（議案提出等）（資料6、7 参照）

本件については、地方自治法の改正により、協議項目5の請願に係る手続以外にも議会に係る手続きについて、書面だけではなく、電磁的記録をもって行うことが可能となった。

【協議結果】

本件については、協議項目5「手続のオンライン化について（請願・陳情）」と同様に、全国市議会議長会から標準会議規則等が示された後、改めて協議を行うこととした。

7. 議員の請負の公表について

前回の会議において、各会派等から出された意見について各会派等に持ち帰って議論を行い、本日の会議で協議することとなっていた本件について、各会派等の意見を聴取した。

【座長の説明】

- 前回の会議で説明したとおり、文書の保存年数等を資産等報告書等の運用に合わせ、堺市議会の議員の請負に関する条例（案）（たたき台）及び同条例施行規則（案）（たたき台）を修正した。
- 今回の地方自治法の改正主旨は「議員個人」による当該地方公共団体に対する請負の規制が緩和されたものであることから、「議員個人」による請負の状況の透明性を確保するため、まずは条例等の制定をめざすものであり、その趣旨を理解いただきたい。

【協議結果】

- 本件については、条例制定をめざすことを合意した。
- なお、正副座長から示された堺市議会の議員の請負に関する条例（案）（たたき台修正後）及び同条例施行規則（案）（たたき台修正後）については、内容を精査し、次回以降の会議において、条例・規則案の内容を確認することとした。

8. 議会報告会について（資料8 参照）

前回の会議において合意された内容及びその他の運営方法をまとめ正副座長が作成した議会報告会開催概要（案）（資料8）について、事務局からの説明の後、各会派等の意見を聴取した。

【各会派等より出された主な意見】

自由民主党・市民クラブ	○対象者について、今回の議会報告会はある程度世代を限定して実施することに意味があると考えます。
堺創志会	○対象者について、高校生・大学生等以外の参加希望者がいる場合、高校生・大学生等向けの内容であることを伝えた上で参加は拒まないとしてはどうかと考える。
長谷川俊英議員	○対象者について、議会報告会の対象は全市民であるため、高校生・大学生等以外の方でも参加希望者がいれば拒むべきではないと考える。

【協議結果】

- 本件については、対象者に高校生・大学生等以外の方を含むとするかについて、ワーキンググループで協議することとし、その他の項目については、正副座長案のとおり合意した。
- なお、対象者については、ワーキンググループでまとめた内容を事務局から議会力向上会議構成議員に報告することとし、全構成議員が内容に合意した場合、開催概要（案）について、11月定例会の初日の議会運営委員会において改めて確認することとなった。

9. AI即時反訳の活用について

令和5年2月に導入した新議場システムのAI議事録作成支援機能（音声認識システム）による即時反訳のさらなる活用について、各会派等の意見を聴取した。

【座長の説明】

多少精度に課題があったとしても、即日提供が可能であるため、議員の活動支援ツールとして活用できると考える。（業者委託による速記録では、7日～10日後以降の提供となる。）

【協議結果】

本件については、各党派等に持ち帰り、次回の会議で引き続き協議することとした。

なお、座長から、以下の内容の調査指示があり、事務局において調査を実施することとなった。

○A I 即時反訳の活用により、速記録の納品期限の延長を行った場合、速記録作成に係る費用の削減見込み額

○会議開催中に即時反訳電子データの提供が可能か。

10. その他

座長より、以下の内容の報告があった。

○ワーキンググループについては、【委員会】オンライン出席事由について議論を進めるために設置したワーキンググループを「議会力向上会議ワーキンググループ」とする旨の報告があった。

・とりまとめ：西川良平副座長

・会議：非公開

・ワーキンググループ構成議員

大阪維新の会堺市議会議員団	上野 充司
公明党堺市議団	大西 耕治
自由民主党・市民クラブ	山口 典子
堺創志会	湧上 猛志
日本共産党堺市議会議員団	林原 徹
会派に属さない議員	水ノ上 成彰

○会議終了後、座長より、議会力向上会議ワーキンググループにおいて構成議員に対し、常任委員会における陳情審査に係る発言時間について、次回の会議で協議を行いたい旨、発言があった。

11. 第69回議会力向上会議の開催日時について

本件については、令和6年1月22日（月）午後1時から開催することとした。